

令和3年度

第4回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年7月6日(火)午前10時00分

場 所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 12名 欠席委員 1名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	神田三重子	○	11	河野 三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野 孝也	○	12	市成 信正	○
3	河野 利治	○	8	野間 保廣	○	13	和泉 隼	○
4	川野元憲司	×	9	宗 一則	○			
5	中野 正年	○	10	内田 勝夫	○			

農地利用最適化推進委員 2名

財前和洋委員 板井伸博委員

事務局職員 2名

事務局次長 應利 豪晋 総括主幹 伊藤 康輔

会議に付した事件

- 議案第22号 農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の設定について
- 議案第23号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第24号 農地法第3条の規定による貸借権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第25号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第26号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 議案第27号 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- 議案第28号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）について
- 議案第29号 非農地証明願について

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午前10時00分

次 長	<p>それでは、第4回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。</p> <p>農業委員総数13名中、本日の出席委員12名、欠席委員1名で、過半数を超えております。</p> <p>従いまして農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>みなさんおはようございます。田植えも終わりつつあります、緑一面の田園風景を醸しだしている今日このころでございます。何かとお忙しい中、本総会にご参集いただきありがとうございます。</p> <p>さて、新型コロナウイルス感染関係でありますが、県下では0人が続いております。しかしながら東京都市圏では依然として感染者が減らず、7月24日に開催予定のオリンピック・パラリンピックも無観客での開催となろうとしています。私達は最後の東京でのオリンピック開催となることでしょう。楽しみにしています。</p> <p>それから、農地集積等の農地利用の最適化を図る定期検討会も第一分科会が終え、今日は第三分科会、8日は第二分科会と予定しております。農業委員と推進委員が地域での共通認識のもと一堂に会して、小規模での実のある検討会となっております。ご協力に感謝いたします。</p> <p>それでは座って進行させていただきます。ただいまから、令和3年度第4回豊後高田市農業委員会総会を開会します。</p> <p>開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。</p> <p>慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
(異議なしの声)	
議 長	<p>異議なしであります。</p> <p>よって議事録署名委員に、12番：市成信正委員及び13番：和泉陣委員にお願いします。</p> <p>なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第22号、農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の設定についての審議を行います。事務局から提案いたします。</p>
事務局	<p>議案第22号、農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の設定について次のとおり、別段の面積の設定を行いたいので、意見を求めます。議案書1ページです。</p>

別段の面積の設定については、農地法施行規則第 17 条第 1 項と、2 項によるものがあります。

豊後高田市農業委員会では、農地法施行規則第 17 条第 1 項の規定により、高田区域 50 a、真玉・香々地区域 30 a を下限面積として設定しています。

また、農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定により、「豊後高田市空き家バンク」に登録されている空き家の所有者等が所有する農地で、空き家に付随する遊休農地の場合はその面積を下限の面積として設定するという運用をしています。

本件につきましても空き家バンクに登録されている空き家に付隨する遊休農地です。申請地は、[] 字 [] 番、地目は畑、面積は 387 m²で、6 年前から耕作されていない遊休農地です。

今回、別段の面積として設定し公示した場合、この農地に限り、農地として所有権を移転することができる下限面積が農地の面積 387 m²となり、購入者は [] 地区の下限面積 [] a 未満の耕作をする方であっても所有権移転することが可能となります。以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

ただ今の提案につきまして、ご意見・ご質問等はありませんか。

(ありませんの声)

議長

ご意見・ご異議がなければ、本案は、原案のとおり区域の設定をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は、原案のとおり区域の指定をすることに決しました。

次に、議案第 23 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 23 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。2 ページからになります。

申請番号 28 番、所在が [] 字 [] 番 [] で、地目は畑、面積が 1,046 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 29 番、所在が [] 字 [] 番外 [] 筆で、地目は畑、合計面積が 2,682 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 30 番、所在が [] 字 [] 番 [] 外 [] 筆で、地目は田と畑、合計面積が 1,624 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんで

す。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 31 番、所在が [] 字 [] 番で、地目は畠、面積が 387 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が新規就農で売買するものであります。

申請番号 32 番、所在が [] 字 [] 番で、地目は田、面積が 988 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 33 番、所在が [] 字 [] 番 [] 外 [] 筆で、地目は畠、合計面積が 148 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 34 番、所在が [] 字 [] 番 [] で、地目は畠、面積が 1,638 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 35 番、所在が [] 字 [] 番 [] 筆で、地目は田と畠、合計面積が 2,802 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。なお、渡人と受人は親子関係にあります。

申請番号 36 番、所在が [] 字 [] 番 [] で、地目は畠、面積が 1,148 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] です。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上、ご審議の程よろしくお願ひします。

議長

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 24 号、農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局	<p>議案第 24 号、農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請について次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。6 ページからになります。</p> <p>申請番号 1 番、所在が [] 字 [] 番 [] 外 [] 筆で、地目は田、合計面積が 1,171 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] です。申請事由は、[] が取り組んでいる [] で農地利用するため賃借権を設定するものであります。</p> <p>以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上、ご審議の程よろしくお願いします。</p> <p>事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p> <p>無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決ました。</p> <p>次に、議案第 25 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。</p> <p>議案第 25 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり、許可申請があつたので意見を求めます。議案書の 7 ページからです。お手元に地図をお渡ししておりますので、こちらもあわせてご確認いただければと思います。</p> <p>申請番号 4 番、申請地は、[] 字 [] 番 [] 地目は田で、面積は 499 m²、概ね 10 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、農地区分としては第 1 種農地に該当します。</p> <p>[] から県道 [] 線を [] 方面に [] m 進んだ場所に位置し、北を [] 、西を [] 、東と南を [] に接しています。</p> <p>転用目的は一般用住宅用地です。</p> <p>譲受人は市内の教員で、譲渡人である親から申請地の贈与を受け、建築面積 93.47 m² の木造 2 階建て住宅を建築する計画で、転用面積は適正と認められます。</p> <p>宅地造成についてですが、現状のまま整地する計画で、土砂等の流出や崩壊の恐れはありません。</p> <p>雨水排水については、自然浸透のほかオーバーフローについて北側市</p>
-----	---

道の側溝へ放流する予定で、汚水については合併処理浄化槽で処理したあと、北側市道の側溝へ放流する計画です。

また、境界から十分距離をとり建築するため、日照及び通風に関して隣接農地への影響はないものと考えられます。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は建築及び工事費として [REDACTED] 円であり、事業費に見合う金額の金融機関の融資可能証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和3年12月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)で、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

申請番号5番、申請地は、[REDACTED]字[REDACTED]番[REDACTED]で、地目は畠、面積が375m²の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。

転用目的は一般住宅用地です。

申請地は、市道[REDACTED]線から市道[REDACTED]線に入り約[REDACTED]mの場所に位置し、北に[REDACTED]、周囲を[REDACTED]に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内在住の会社員で、申請地を購入し、建築面積124.46m²の木造平屋建て住宅を建築する計画です。

盛土等は行わず、現状のまま整地を行うため土砂等の流出の恐れはないものと考えられます。

周囲に農地はなく、営農への影響はありません。

雨水排水につきましては、北側の市道側溝に放水し、生活雑排水につきましては、公共下水道に放流する計画です。

申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費として [REDACTED] 円を見込んでおり、すべて融資で賄う予定でそれを満たす金融機関が発行した融資仮審査を承認する旨の文書が添付されています。

工事期間は許可後から令和4年2月28日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のオの(イ)のbで、「住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

なお、本日所用で欠席されている地元推進委員の永野委員が、6月23日に現地視察され、転用について問題ないとの意見をいただいております。

申請番号 6 番、申請地は、[] 字 [] 番 [] で、地目は田、面積が 278 m² の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第 3 種農地です。

都市計画の用途区分は第 2 種住居地域に該当します。

転用目的は社会福祉施設用地です。

県道 [] 線と市道 [] 線の交差する場所から [] に約 [] m 入った場所に位置し、東を [] 、北を [] 、西と南を [] に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は不動産業等を営む個人で、父親が所有する申請地の贈与を受け、障がい者福祉施設に該当するグループホームを建築し、市内の社会福祉法人に貸し出しを予定しており、事業概要を記し関係者が捺印した建設運営に関する基本合意書の写しが提出されています。

盛土等は行わず、現状のまま整地を行うため土砂等の流出の恐れはないものと考えられます。雨水排水につきましては、北側の市道側溝に放水し、生活雑排水につきましては、公共下水道に放流する計画です。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他行政手の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政手との協議もありません。

転用に要する費用は、建築工事費で [] 円を見込んでおり、事業費に見合う金額の金融機関の融資証明書が添付されています。

工事期間は許可後から令和 3 年 12 月 31 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第 2 の 1 の (1) のエの (イ) 「第 3 種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

なお、本日所用で欠席されている地元推進委員の永野委員が、6 月 23 日に現地視察され、転用について問題ないと意見をいただいております。

申請番号 7 番、申請地は、[] 字 [] 番 [] で、地目は田、面積が 327 m² の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第 3 種農地です。

都市計画の用途区分は準工業地域の特別用途地区に該当します。

転用目的は駐車場用地です。

[] 号から市道 [] 号線に入り約 [] m の場所に位置し、東を [] 、北を [] 、西と南を [] に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内で建築設計業を営む個人で、申請地に来客者用の駐車場整備を予定しています。

駐車場への進入路は里道を経由して行うため、里道と同じ高さまで約 300 m³ 盛土し整地する計画です。

田や水路に土砂等が流出しないよう境界から十分距離をとり、法面を施工するため、周囲の営農に支障はないものと考えられます。

雨水排水につきましては、北側の水路に放流する計画で、地元水利組合の同意書が添付されています。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他行政手の免許、許可、認可等の処分は要せず、

法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費で [] 円を見込んでおり、事業費以上の金額が預金された金融機関の通帳の写しが添付されています。

工事期間は許可後から令和4年7月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

なお、本日所用で欠席されている地元推進委員の内田委員が、6月23日に現地視察され、転用について問題ないと意見をいただいております。

申請番号8番、申請地は、[]字[]番[]で、地目は田、面積が545m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。

都市計画の用途区分は第2種住居地域に該当します。

転用目的は分譲地用地です。

市役所[]庁舎[]の場所に位置し、東と南を[]、北と西を[]に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内で不動産業、太陽光発電事業を営む法人で、申請地を分譲地に整備する計画です。

申請地への進入路は譲受人が所有する北側に隣接している宅地に整備する計画です。

隣接する農地はないため、周囲の営農に支障はないものと考えられます。

雨水排水につきましては、土地の周囲に設置されている側溝を経由して市道の側溝に放流し、污水雑排水については公共下水道に放流する計画です。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他行政手続の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政手続との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費で [] 円を見込んでおり、事業費以上の金額が預金された金融機関の残高証明書が添付されています。

工事期間は許可後から令和3年11月30日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

なお、本日所用で欠席されている地元推進委員の筒井委員が6月21日に現地視察され、転用について問題ないと意見をいただいています。

申請番号9番、申請地は、[]字[]番[]外[]筆で、地目は田、合計面積が414.34m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。

都市計画の用途区分は第2種中高層住居専用地域に該当します。

転用目的は一般住宅用地です。

[]橋から市道[]線を約[]m進んだ場所に位置し、西に[]、周囲を

に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内の会社員で、申請地に建築面積68.73 m²の木造2階建て一般住宅を建築する計画です。

雨水排水につきましては、西側市道の側溝に放流し汚水雑排水については公共下水道に放流する計画です。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費で [] 円を見込んでおり、事業費に見合う金額の金融機関が発行した融資仮審査を承認する旨の文書が添付されています。

工事期間は許可後から令和4年2月28日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

なお、本日所用で欠席されている地元推進委員の永野委員が、6月23日に現地視察され、転用について問題ないと意見をいただいております。

申請番号10番、申請地は、[] 字[]番で、地目は田、面積が85 m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。

都市計画の用途区分は第1種住居地域に該当します。

転用目的は進入路用地です。

市道[]線から市道[]号線に入る場所に位置し、北を[]、東と西に[]、南を[]に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は、申請地北側の雑種地を所有しており、申請地を雑種地への進入路とする計画です。

北側雑種地の土砂を削り申請地に移動させ市道と同じ高さまで盛土し整地する計画で、境界から十分距離をとり施工するため、土砂の流入などの恐れはないものと考えられます。

雨水排水につきましては、自然浸透とする計画で、隣接農地への影響はないものと考えられます。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

土地取得費については、互いの所有地の交換によるところで、転用に要する費用は、造成工事費で [] 円を見込んでおり、事業費以上の金額が預金された金融機関の通帳の写しが添付されています。

工事期間は許可後から令和3年12月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農

	<p>地の転用は許可をすることができる。」に該当します。</p> <p>なお、本日所用で欠席されている地元推進委員の筒井委員が 6 月 21 日に現地視察され、転用について問題ないと、意見をいただいています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員の意見をいただきたいと思います。</p> <p>最初に、申請番号 4 番につきまして、財前和洋推進委員からお願ひします。</p>
財前和洋 推進委員	<p>はい。先月、事務局と河野委員と現地を見ました。事務局の説明通り問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく現地確認をしていただきました 7 番：河野委員からも意見があればお願ひします。</p>
7 番： 河野委員	<p>先程の財前委員の説明通りでございます。特に問題ありません。ご審議の程宜しくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、申請番号 5 番、6 番、9 番につきまして、現地確認をしていただきました 5 番：中野委員から意見をお願いします。</p>
5 番： 中野委員	<p>6 月 23 日、永野推進委員と事務局と現地確認をいたしましたが、この件については問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、申請番号 7 番につきまして、現地確認をしていただきました 8 番：野間委員から意見をお願いします。</p>
8 番： 野間委員	<p>6 月 23 日、内田委員、事務局と現地調査をしました。水利組合の承諾も取れており、問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、申請番号 8 番及び 10 番につきまして、3 番：河野委員から意見をお願いします。</p>
3 番： 河野委員	<p>はい。現地を見てまいりましたけれども、特に問題はないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>

	地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。
	(ありませんの声)
議長	無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
	次に、議案第 26 号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。
事務局	<p>議案第 26 号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について次のとおり、許可申請がありましたので意見を求めます。議案書 9 ページです。</p> <p>申請番号 2 番、申請地は [] 字 [] 番、地目は田で、面積は 1,585 m²で、平成 15 年に土地改良事業を実施した農業振興地域内の農地です。</p> <p>農地区分としては農用地区域内農地に該当します。</p> <p>市道 [] 号線から市道 [] 号線に入る場所に位置し、北に [] 、周囲を [] と [] に囲まれています。</p> <p>転用目的は、仮設事務所及び駐車場用地のための一時転用です。</p> <p>利用計画についてですが、申請者は市内の建設会社で申請地に工事用事務所及び駐車場の仮設を予定しています。</p> <p>申請地近くにある [] を改修する工事に伴い現場事務所等を設置するものです。</p> <p>盛土等は行わず、現状のまま整地しますので、土砂の流出等の恐れはないものと考えられます。</p> <p>農地法以外に、その他行政の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政との協議もありません。</p> <p>転用に要する費用は、工事費として [] 円を見込んでおり、それを満たす金融機関の預金残高証明書が添付されています。</p> <p>工事期間は許可後から令和 5 年 7 月 31 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。</p> <p>許可基準は運用通知の許可基準第 2 の 1 の (1) のアの (イ) の c の (a) 「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの。」に該当します。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題

	はないとのことですが、ここで、地元の農業委員の意見をいただきたいと思います。
10番： 内田委員	申請番号2番につきまして、10番：内田委員から意見をお願いします。
	はい。6月25日に事務局と一緒に現地確認を行ってまいりました。現地は現在耕作をしていない遊休農地というような状況になっておりまして、先ほど説明がありましたように周囲は山林となっておりまして、周りに農地ではなく、一時転用につきまして問題はないものと思います。以上です。
議長	ありがとうございました。 ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。
	(ありませんの声)
議長	無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。
	次に、議案第27号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第27号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。 それでは、集積表が24ページにありますのでご覧ください。表の下から2行目の小計で、利用権設定等の田の面積が26,446m ² 、畑の面積が46,047m ² の合計面積が72,493m ² で、利用権を設定する農家数34戸、利用権の設定等を受ける農家数12戸で、利用権等の種類別面積のうち賃貸借に係る面積53,280m ² 、使用貸借に係る面積19,213m ² です。 詳細につきましては 議案書11ページから記載していますのでご覧ください。以上、提案します。
議長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 はい。河野委員。
3番： 河野委員	少し伺いたいのですけれども、前回欠席していて大変申し訳ないのですが、第3回の総会資料、そして第4回の総会資料を見ますと、████で中間管理事業ということで広大な面積が上がっていますけれども、たまたまこのような結果になっているのか、何か大きな推進というか、誰かが主体になってプロジェクトのような形で農地中間管理機構を通して農地の貸し出しを行つ

	ているのか、参考に教えていただければと思いましたのでよろしくお願ひいたします。
議長	はい、事務局。
事務局	はい。■で、利用権設定ということで中間管理を通していなかつた分がたくさんありました。それについて神田委員を中心に中間管理への切替えを推進してまいりました結果、今回まとまって中間管理へ切替えを行ったということになります。
議長	よろしいでしょうか。他にありませんか。
	(ありませんの声)
議長	無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。
	次に、議案第 28 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第 28 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。 お手元に配布しております別紙用紙 A3 の貸付調書についてあわせてご覧ください。議案書の 14 ページの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。 別紙の農用地貸付調書をご覧ください。1 から 2 ページ目で、借受者株式会社寺谷に 24 件の面積が 33,258 m ² の貸し付けが示されています。 3 ページ目で、借受者 ■ さんに 2 件の合計面積が 1,516 m ² の貸し付けが示されています。 4 ページ目で、借受者 ■ に 1 件の面積が 1,115 m ² の貸し付けが示されています。 5 ページ目で、借受者 ■ さんに 1 件の面積が 1,511 m ² の貸し付けが示されています。 6 ページ目で、借受者 ■ さんに 1 件の面積が 1,391 m ² の貸し付けが示されています。 7 ページ目で、借受者 ■ さんに 1 件の面積が 869 m ² の貸し付けが示

	<p>されています。</p> <p>8ページ目で、借受者 [REDACTED] さんに1件の面積が1,921 m²の貸し付けが示されています。</p> <p>9ページ目で、借受者 [REDACTED] さんに5件の合計面積が2,575 m²の貸し付けが示されています。</p> <p>以上、提案します。</p>
議長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>はい。内田委員。</p>
10番： 内田委員	<p>教えて欲しいのですけれども、10a当りの標準賃借料というものはそれぞれ皆バラバラなのですけれども、何を基準に決めているのか分かったら教えてください。</p>
議長	<p>はい、事務局。分かれば。</p>
事務局	<p>これは担当課の農業振興課で、地域の田や畠の平均的な数字を定めている地域ごとの金額なのですけれども、この10a当りの標準賃借料を、中間管理を通す場合に参考として載せさせていただいているということです。[REDACTED] の畠の場合だと平均が10aあたり5,000円となっていますし、[REDACTED] の[REDACTED] の干拓だと10aあたり19,000円というふうに場所によって標準的な金額を農業振興課で定めており、参考に並列して載せさせていただいています。</p>
議長	<p>はい。ご理解いただけましたでしょうか。</p>
10番： 内田委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他にありませんでしょうか。</p>
	(ありませんの声)
議長	<p>無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第29号、非農地証明願についての審議を行います。</p> <p>事務局から提案します。</p>
事務局	<p>それでは、議案書26ページからをご覧ください。</p>

申請番号 13 番、所在が [] 字 [] 番、地目は田で、面積 1,246 m²、申請人は、[] の [] さんです。

申請の内容は、平成 11 年 11 月 1 日付けで農地法第 4 条の許可を得て共同住宅用地として整備したが、住宅の建築に至らず、耕作もできず現在に至つてしまつたとのことです。

本来は、転用行為を完了できない場合、所定の届出をした上で、原状回復を図るべきであったとの始末書が添付されています。

耕作できなくなり 20 年以上経過していることから、今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。

現地確認したところ、現在、申請のとおり耕作されておらず、非農地として認められると考えます。

申請番号 14 番、所在が [] 字 [] 番、外 [] 筆、地目は畠で、合計面積 2,500 m²、申請人は、[] の [] さんです。

申請の内容は、平成 10 年頃から高齢のため耕作できず山林化してしまつたとのことです。

今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。

現地確認したところ、現在、申請のとおり山林化しており、非農地として認められると考えます。

申請番号 15 番、所在が [] 字 [] 番、地目は田で、面積 48 m²、申請人は [] の [] さんです。

申請の内容は、分筆した時から細長く耕作に適していない形状になってしまったため、地目変更し隣接地の所有者に譲渡したいとのことです。

今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。

現地確認したところ、申請のとおりであり、非農地として認められると考えます。

なお、本日所用で欠席されている地元推進委員の永野委員が、6 月 23 日に現地視察され、非農地について問題ないとの意見をいただきております。以上です。

議 長

事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。

最初に、申請番号 13 番につきまして、10 番：内田委員から意見をお願いします。

10 番：
内田委員

事務局と一緒に 6 月 25 日に現地確認をしました。本来ですと [] さんも出席すべきでありますけれども、この 6 月 25 日に [] ので、代わりをお願いするということで本人からは聞いています。現状は擁壁をした完全な宅地になっておりまして、先程事務局の説明したとおり、非農地相当が適当ではない

	かと思います。以上です。
議長	ありがとうございました。 次に、申請番号 14 番につきまして、板井伸博推進委員から意見をお願いします。
板井伸博 推進委員	はい。申請番号 14 番につきましては、去る 6 月 22 日に事務局、友延委員と一緒に現地確認、調査を行いました。内容につきましては事務局の説明の通り山林化しており、非農地として妥当ではないかと思われます。以上です。
議長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました 2 番：友延委員からも意見があればお願いします。
2 番： 友延委員	板井推進委員と事務局の方と 6 月 22 日に行きましたが、見渡す限り入るところもないほど山林化しており、非農地としていいと思います。以上です。
議長	ありがとうございました。 次に、申請番号 15 番につきまして、現地確認をしていただきました 5 番：中野委員から意見があればお願いします。
5 番： 中野委員	はい。6 月 23 日に永野推進委員と現地確認をしましたけれども、この件につきましては帯状の状態で雑種地化しており、問題はないと思います。
議長	ありがとうございました。地元委員の意見では問題ないとのことですですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。
	(ありませんの声)
議長	無いようですので、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。
	続きまして、報告事項に入ります。
	報告事項（1）農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、事務局から報告します。
事務局	報告事項（1）農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について次のとおり通知がありましたので報告します。28 ページになります。 届出番号 8 番、所在が [] 字 [] 番、地目が田で、面積が 1,340

	<p>m²で貸人が [REDACTED]、借人が [REDACTED] です。解約事由については借り人の都合で合意解約するものです。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>この件につきまして、ご質問等はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議長	<p>無いようですので、次に、報告事項（2）農地所有適格法人定期報告について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>報告事項（2）、農地法第6条第1項の規定により農地所有適格法人から次のとおり報告書の提出がありましたので報告します。29ページになります。</p> <p>報告のありました農地所有適格法人は、株式会社 [REDACTED]、農事組合法人 [REDACTED]、有限会社 [REDACTED] であります。</p> <p>内容等につきましては、議案書と一緒に配布しております別紙の要件確認書のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>この件につきまして、ご質問等はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議長	<p>無いようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。</p> <p>これをもちまして、令和3年度豊後高田市農業委員会第4回総会を閉会します。お疲れ様でした。</p> <p>その他、事務局より事務連絡等があればお願ひします。</p>
	<p>農業農村振興公社理事長の交代について</p> <p>その他の事項 (別紙配布) (令和3年度農地パトロールの実施について《別途地域分科会にて説明》) (次回 (令和3年度: 第5回) 総会について)</p>

午前 10 時 54 分
 令和3年7月6日